

亀山市スポーツ推進委員規則をここに公布する。

令和8年3月26日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第2号

亀山市スポーツ推進委員規則

(別紙)

亀山市教育委員会規則第2号

亀山市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの推進に関し次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 市民の求めに応じてスポーツの実技指導を行うこと。
- (3) 市民のスポーツ活動を促進するための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館その他の教育機関のほか、行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ、協力すること。
- (6) 市民一般に対しスポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツを推進するための指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 地域から推薦された者
- (2) スポーツに関する専門的技術を有する者
- (3) スポーツに関する学識経験を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接な連絡をし、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例及び規則に従わなければならない。

3 委員は、その任の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に廃止前の亀山市スポーツ推進委員規則（平成22年亀山市規則第17号）第3条第2項の規定により委嘱された委員である者は、第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。